

第4篇「相対的剰余価値の生産」 第13章「機械装置と大工業」
第9節「工場立法（保健・教育条項）。イギリスにおけるその一般化」
【497頁～516頁】

第9節「工場立法……」の

○ 407頁第9節の冒頭、「工場法の立法化は、生産過程の自然発生的な態容（姿、様相）に対し、最初の意識的な計画的な反作用であり、大工業の必然的産物である。」とマルクスは提起。

イギリスの工場法のなかの労働日の時間数には関係のない、いくつかの条項にも簡単に触れておくとして、

○ イギリス工場法内の保健条項と教育条項の解説と論評を展開している。

国家干渉政策・工業法

工業化が生み出すいろいろな弊害から労働大衆、女性・年少者の社会的弱者、さらには一般公衆の福祉を守ることをその目的…後年の福祉国家政策の先駆をなすものであった。またこれらの政策は、当時支配的であった自由放任の社会状況に対する国家干渉の性格を持つと同時に、…何らかの中央集権的な新しい行政機関の設立をとともなう行政改革でもあった。

最初1802年に成立。後、19年、25年、31年、33年、44年、47年と六つの主要な工場法が成立した。

19世紀前半の工場法改革運動の目的は工場労働者の長時間労働（1日14～15時間）の短縮すること。より具体的には、①工場労働者のうちでも年少者の労働時間短縮、②労働者一般の時短という、二つの目標があった。後者の運動目標は1815年以来、10時間労働日のスローガンで知られる。

1830年代に至る初期の運動が主として取り組んだのが年少者の労働時間短縮であった。

人道主義は、19 世紀前半の工場法改革運動を染め抜いた一特色で、運動の先頭には常にといいほど人道主義の工場主やトーリ主義者が立っていた。

498 頁 3 行目から 500 頁 15 行目までは工場立法の保健条項に関する記述。

- 「法文の書き方が、資本家にとってその回避を容易にしていることは別としても、保健条項はきわめて貧弱なもので、実際には、壁の白塗り…の清潔維持法、換気、危険な機械装置にたいする保護のようなものにかんする規定に限られている。」と限定的・部分的な実効性が疑われる内容。

「壁の白塗り（清潔維持法）」は清潔維持法の衛生上のことで室内の照度を指していない。換気および気積、機械装置に対する労働安全措施のことを言うが、気温、湿度、照明、騒音、振動など現在の条件を適用させるわけにはいかないが、「ようなものにかんする規定に限られている。」と法施行の不十分さを指摘している。

- 亜麻打ち工場（亜麻工業）を例として取り上げ 498 頁後 2 行目から「ダウンパトリックの……」1865 年の官庁報告で公医（産業医）ホワイト氏が労働災害の深刻さを告発している。つづけて「亜麻打ち工場の適当な国家監督によって、身体と生命との大きな犠牲が避けられうることを私は確信する」とホワイト氏は述べている。

これに対しマルクスは「資本主義的生産様式に対しては、最も簡単な清潔保健設備さえも、国家の強制法律によって命ぜられねばならないと言うことは、これ以上にこの生産様式を特徴づけるものがあるか」と告発する。

つまり、資本主義的生産様式には最も簡単な清潔保健設備でさえも国家の側から強制法によって押しつける必要があるという、資本主義的生産様式の性格をみごとに表現している。

499 頁 15 行目から 500 頁 6 行目まで「ところで！工場法は、そのあらゆる強制手段をもって小作業場の工場への転化を促進し、……」は、

- 工場法はむしろ家内工業や手工業、工場手工業を大工業（工場制度）へと転化、移行、促進させる意味を持つ。工場法がそのあらゆる強制手段によって比較的小さい作業場の工場への転化を間接的に推進する。
- したがって間接に小資本家の所有権を侵害して大資本家に独占を保証するものだとすれば、作業場でどの労働者にも必要な空間を法律で強制することは、数千の小資本家を一挙に直接に収奪するものであろう！それは、資本主義的生産様式の根源を、すなわち資本の大小を問わず労働力の「自由な」購入と消費とによる資本の自己増殖を脅かすものであろう。

- それゆえ、この 500 立方フィートの空気ということになると工場立法も息切れがしてくるのである。保健関係当局・産業調査委員会・工場監督官---それを資本に強要することの不可能を繰り返す。こうして彼らは、実際には、労働者の肺結核やその他の肺病が資本の一つの生活条件であることを宣言している。

500 頁後 2 行目「工場法の教育条項は…」

- 工場法の教育条項は全体としては貧弱ではあるが、初等教育を労働のための強制的条件として宣言した。その成果は、筋肉労働を教育および体育と結びつけることの可能性をはじめて実証した。工場監督官は、工場児童が正規の昼間生徒の半分しか授業を受けていないのに、それと同じかまたはしばしばそれよりも多くを学んでいるということを発見した。「半労半学の制度は、それぞれ一方を他方にとっての休養および気晴らしとするものであり、どちらか一方を中断なしに続けるよりもずっと適当である。」と評価している。
- 1863 年、シーニョアの講演では-----上級および中級の児童の一方的で不生産的で長すぎる授業時間がいたずらに教師の労働を多くしている。それが児童の時間や健康やエネルギーを単にむだにするだけではなく、まったく有害に乱費すると、酷評している。
- ロバート・オーエンにおいて、未来の教育の萌芽が出てきた。この教育は一定の年齢から上のすべての子どものために生産的労働を学業および体育と結びつけようとするもので、それは単に社会的生産を増大するための一方法であるだけではなく、全面的に発達した人間を生み出すための唯一の方法でもあるのであると、評価している。

503 頁 1 行目から 504 頁 9 行目

- すでに見たように、大工業は、一人の人間の全身を一生涯一つの細部作業に縛りつけるマニファクチュア的分業を技術的に廃棄するのであるが、それと同時に大工業の資本主義的形態はそのような分業をさらにいっそう奇怪なかたちで再生産する。
- この再生産は、
 - ①本来の工場では労働者を一つの部分機械の自己意識ある付属物にし
 - ②一部は機械や機械労働の散在的な使用によって(301 本来は蒸気機関がこの労働者に代わったのであるが今度は彼が蒸気機関の代わりをしなければならぬ。)
 - ③また一部は婦人労働や児童労働や不熟練労働を分業の新しい基礎として取り入れることによって行なわれる。

マニュファクチュア的分業と大工業の本質との矛盾は暴力的に自己を主張する。

- たとえば、イギリスの書籍印刷所では以前は、徒弟たちが比較的容易な作業からもっと内容のある作業に移って行くということが行なわれていた。彼らはある修業過程を経てから一人前の印刷工になった。読み書きができるということは、彼らのすべてにとって職業上の一つの要件だった。
- 印刷機が現われると変化した。印刷機には 2 種類の労働者が使われ一人は大人の労働者で機械見張り工。その他は 11 歳から 17 歳までの少年機械工。彼らのうちの大部分は字が読めない。印刷に、文字にたずさわる労働者が字を読めない矛盾と弊害。正常でない…。年をとりすぎれば、17 歳になれば、印刷所からは解雇されてしまう。彼らは犯罪の新兵になる。

505 頁 4 行目から 508 頁

- 大工業は秘伝技のヴェールをはぎとった⇒技術学の発達、近代工業の技術的基礎は革命的。

作業場のなかでのマニュファクチュア的分業について言えることは、社会のなかでの分業についても言える。手工業や工場手工業が社会的生産の一般的な基礎になっているあいだは、一つの専門的な生産部門への生産者の包摂、彼の仕事の元来の多様性の分裂（分業）は、一つの必然的な発展契機である。この基礎の上では、それぞれの特殊生産部門は自分に適した技術的姿態（技能）を経験的に発見し、だんだんそれを完成して行き、一定の成熟度に達すれば急速にそれを結晶させる。----ひとたび経験的に適当な形態が得られれば、労働用具もまた骨化する。特殊な職業が秘伝と呼ばれ、その秘密の奥義・世界（一子相伝、門外不出的）には、経験的職業的に精通したものでなければはいれなかった。人間にたいして彼ら自身の社会的生産過程をおおい隠し、いろいろな自然発生的に分化した生産部門を互いに他にたいして謎にし、またそれぞれの部門の精通者にたいしてさえも謎にしていたヴェールは、大工業によって引き裂かれた。

- 大工業の原理—それぞれの生産過程をそれ自体として、さしあたり人間の手のことは少しも顧慮しないでその構成要素に分解するという原理は、技術学というまったく近代的な科学をつくりだした。

近代工業は一つの生産過程の現在の形態をけっして最終的なものとは見ないし、またそのようなものとしては取り扱わない。それだからこそ近代工業の技術的基礎は革命的なのであるが、以前のすべての生産様式の技術的基礎は本質的に保守的だったのである。

- 大工業の本性は、労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性を必然

的にする。機械や化学的工工程やその他の方法によって近代工業は、生産の技術的基礎とともに労働者の機能や労働過程の社会的結合をも絶えず変革する。したがってまた、それは社会のなかでの分業をも絶えず変革し、大量の資本と労働者の大群とを一つの生産部門から他の生産部門へと絶えまなく投げ出し投げ入れる。したがって大工業の本性は、労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性を必然的にする。

- この絶対的矛盾がいかに労働者の生活状態の一切の静穏と固定性と確実性を剥奪するかは、すでに見てきた。この矛盾は彼の手から（ハンマーと鎌）労働手段とともに絶えず生活手段をも奪い取ろうとし、彼の部分機能（働く能力）とともに彼自身を余剰・過剰なものにしようとする。また、この矛盾は労働者階級の不断の犠牲と労働力の無際限な乱費と社会的無政府の荒廃とのなかで荒れまわる。これは消極的な側面である。
- しかし、いまや労働の転換が、ただ圧倒的な自然法則としてのみ、また至るところで障害にぶつかる自然法則の盲目的な破壊作用を伴ってのみ、実現されるとすれば、大工業は、いろいろな労働の転換（労働者のできるだけ多面性）を一般的な社会的生産法則として承認し、この法則の正常な実現に諸関係を適合させることを大工業の破局そのものをつうじて、生死の問題にする。
- 大工業は、変転する資本の搾取欲求のために予備として保有され自由に利用されるみじめな労働者人口という奇怪事の代わりに、変化する労働要求のための人間の絶対的な利用可能性をもってくることを、すなわち、一つの社会的細部機能の担い手でしかない部分個人の代わりに、いろいろな社会的機能を自分のいろいろな活動様式としてかわるがわる行なうような全体的に発達した個人をもってくることを一つの生死の問題にする。
- 大工業を基礎として自然発生的に発達してこの変革過程の一つの要因となるものは、工学および農学の学校であり、もう一つの要因は「職業学校」であって、この学校では労働者の子どもが技術学やいろいろな生産用具の実際の取扱いについてある程度の教育を受ける。

工場立法は、資本からやっともぎ取った最初の譲歩として、ただ初等教育を工場労働と結びつけるだけだとしても、少しも疑う余地のないことは、労働者階級による不可避的な政権獲得は理論的および実際的な技術教育が労働者学校において然るべき席を獲得するであろうということである。また同様に疑う余地のないことは、資本主義的生産形態とそれに対応する労働者の経済的諸関係はこのような変革の発酵素と古い分業の廃棄というその目的とに真正面から矛盾するということである。とはいえ、一つの歴史的な生産形態の諸矛盾の発展は、その解体と新形成とへの唯一の歴史的進路である。

510 頁 6 行目から 511 頁最後

○ 工場立法が工場やマニファクチュアなどでの労働を規制----資本の搾取権への干渉として現われるだけである。ところが家内労働の規制は、親権の直接的侵害として現われる。大工業は古い家族制度とそれに対応する家族労働との経済的基礎とともに、古い家族関係そのものをも崩壊させる。子どもの権利が宣言されざるをえなくなった。「不幸なことであるが、男女の子どもはほかのだれにたいしてよりも彼ら自身の親にたいして保護される必要があるということ」（1866 年「児童労働調査委員会」）

○ しかし、親の権力の乱用が資本による未熟な労働力の直接間接の搾取を創造したのではなく、逆に、資本主義的搾取様式こそが親権に対応する経済的基礎を破棄することによって、親にその権力を乱用させてきたのである。

資本主義体制のなかでの古い家族制度の崩壊がどんなに恐ろしくいとわしく見えようとも、大工業は、社会的に組織された生産過程で婦人や男女の少年や子どもに決定的な役割を割り当てることによって、家族や両性関係のより高い形態のための新しい経済的基礎をつくりだす。

あらゆる年齢の男女個人から結合労働人員が構成されているということ、男女両性の非常にさまざまな年齢層の諸個人から結合労働人員が構成されているということは、この構成の自然発生的な野蛮な資本主義的形態において、すなわちそこでは生産過程のために労働者があるのであって労働者のために生産過程があるのではないという形態においては、荒廃・退廃や奴隷状態の害毒の源泉であっても、それに相応する諸関係のもとでは逆に人間的発展の源泉に一変するにちがいないことも明瞭である。

512 頁 7 行目から 513 頁後 4 行目まで

○ 工場法を機械経営の最初の姿である紡績業と織物業とのための例外法からすべての社会的生産の法律に一般化する必要は、すでに見たように大工業の歴史的発展行程から生ずる。というのは、大工業の背後では工場手工業や手工業、家内労働という伝来の姿は完全に变革され、工場手工業は絶えず工場に、手工業は絶えず工場手工業に変わり（転化され）、そして最後に手工業や家内労働の諸部面は相対的には驚くばかりの短期間に資本主義的搾取の凶暴きわまる無法が思いのままに演ぜられる悲惨の洞穴になる。

○ 最後の決定、二つの事情。第一は、資本は社会的な面で国家の監督、統制を受けるようになるると他の点でますます放埒、無節制に埋め合わせを付けようとする経験（欲求）、第二は競争条件の平等、すなわち資本の平等な搾取権の要求、資本家自身の衷心の叫び。

514 頁 5 行目から 515 頁 9 行目

- 「児童労働調査委員会」は、約半数が小経営や家内労働に搾取されている 140 万人以上の子どもと少年と婦人を工場法のもとに置くことを提案している。（工場法の適用拡大）「このような立法は年少虚弱者、直接的に婦人、間接的に男子に、さらに多数の成年労働者にも、きわめて有益な影響を及ぼすであろう。規則正しい軽減された労働時間。身体の余力を節約し、蓄積する。幼少期の過度労働から保護。初等教育を受ける機会を与え、あの信じられないほどの無知にも終末を与える。」と自画自賛する。

トリー党内閣は 1867 年、産業調査委員会の提案を「法案」に作成したと告げた。そのためには、新たな 20 年間の無価値体実験を必要としたのだった。すでに 1840 年に児童労働調査の議会委員会が任命されており、1842 年に児童労働の悲惨な状況と退廃、墮落が告発され、“戦慄すべき光景”とまで言わせせしめたものが、20 年後の 1863 年に“満開になっている”とし、道徳、学校教育や宗教、自然な家族愛をいささかも知ることなく成長した児童たちは 20 年後、親となることを許された、と締めくくる。

(以上)

参考にした文献一

「世界歴史大系イギリス史 3」山川出版

「英国文化の世紀 2 帝国社会の諸相」研究社出版